

かご漁業の許可等の取扱方針

平成 15 年 5 月 29 日制定

令和 4 年 6 月 20 日一部改正

(趣旨)

第 1 岩手県漁業調整規則（令和 2 年岩手県規則第 66 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 12 号に規定するかご漁業（以下「本漁業」という。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）に関する取扱いについては、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）、規則及びこの方針によるものとする。

(適用範囲)

第 2 この方針は、岩手県に住所地を有する者に適用する。

(制限措置の内容)

第 3 法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項及び規則第 11 条第 1 項各号に規定する制限措置の内容は、別表 1 のとおりとする。

(許可の基準)

第 4 法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 5 項（規則第 11 条第 5 項）に定める許可の基準は、別表 2 のとおりとする。

(条件)

第 5 法第 58 条において読み替えて準用する法第 44 条第 1 項（規則第 13 条第 1 項）に規定する条件は、別表 3 のとおりとする。

(許可の有効期間)

第 6 法第 58 条において読み替えて準用する法第 46 条第 1 項（規則第 15 条第 1 項）に規定する許可の有効期間は、3 年とする。ただし、各許可の有効期間を同一の期日に終了するように、海区漁業調整委員会の意見を聴いて有効期間を短縮するものとする。

(資源管理の状況等の報告)

第 7 法第 58 条において読み替えて準用する法第 52 条第 1 項及び規則第 21 条第 1 項に規定する資源管理の状況等の報告は、毎年、第 3 の制限措置に定める当該漁業の漁業時期の終了後 30 日以内に知事に行うものとする。

2 前項の報告書は、第 9 第 1 項の例により、提出するものとする。

(起業の認可の有効期間)

第8 法第58条において読み替えて準用する同法第39条第2項(規則第7条第2項)に規定する起業の認可の有効期間は、起業の認可の日から10か月(起業の認可の有効期間が許可の有効期間を超える場合は、許可の有効期間の満了日まで)とする。ただし、知事がやむを得ない理由があると認め、期間を延長したときは、その延長した期間を加算した期間とする。

(許可等の申請等)

第9 許可等を申請しようとする者は、別に定める書類を、その住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長、その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。

2 法第58条において読み替えて準用する法第47条(規則第16条)の規定による許可の変更の許可を申請しようとする者、法第58条において読み替えて準用する法第48条(規則第17条)の規定による相続又は法人の合併若しくは分割の届出、法第58条において読み替えて準用する法第49条第2項(規則第18条第2項)の規定による廃止等の届出及び、法第58条において読み替えて準用する法第50条(規則第19条第1項)の規定による休業又は規則第19条第2項の規定による就業の届出をしようとする者並びに法第58条において読み替えて準用する法第56条の規定による許可証の書換え交付(規則第27条)及び許可証の再交付(規則第28条)を申請しようとする者は、別に定める書類を前項の例により提出するものとする。

(その他)

第10 操業区域を変更する変更の許可は認めないものとする。ただし、公示により許可を募集する場合を除く。

附 則

- 1 この方針は、平成15年5月29日から施行する。
- 2 海面許可漁業の許可等の取扱方針(平成6年2月1日施行)の本漁業に係る取扱いについては、廃止する。
- 3 この方針の施行の際、現に効力を有する漁業の許可等については、当該許可等の有効期間内に限り、なお従前の例による。
- 4 平成16年1月26日一部改正。
- 5 平成16年7月6日一部改正。
- 6 平成20年12月22日一部改正。
- 7 平成22年3月12日一部改正。ただし、改正規定は、平成22年4月1日から施行する。
- 8 平成29年12月8日一部改正。ただし、改正規定第12は、許可の有効期間の始期が平

成 30 年 3 月 1 日以降の許可に適用する。

9 令和 3 年 2 月 15 日一部改正。

10 令和 4 年 3 月 30 日一部改正。

11 令和 4 年 6 月 20 日一部改正。

別表 1

漁業種類		漁具の 種類 その他 の漁業 の方法	操業 区域	漁業 時期	推 進 機 関 の 馬 力数	船 舶 の 総 ト ン数	漁業者 の資格	許 可 又 は 起 業 の 認 可 を す べ き 船 舶 等 の 数
水 産 動 植 物 の 種 類								
かご漁業	たこ等	かご	第一 種共 同漁 業権 の漁 業権 者か ら同 意を 得た 海域	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで	制 限 な し	20 ト ン 未 満	岩手県 内に 住所を 有し、 操業区 域に係 る第一 種共同 漁業権 の漁業 権者か ら操業 の同意 を得て いる者	定めなし
	アイメ アナ等		岩手 県沖 合海 面				岩手県 内に住 所を有 する者	—

別表 2

優先順位	基準
第 1 位	本漁業※ 1 の許可を受有する者のうち、本漁業の許可の有効期間内に当該許可による水揚実績がある者
第 2 位	第 1 位の基準を満たす者の従事者として、1 年（漁業時期）を通して操業経験がある者
第 3 位	本漁業※ 1 の許可を受有する者のうち、本漁業以外の漁船漁業※ 2 の許可を受有し、当該許可の有効期間内に当該許可による水揚実績がある者
第 4 位	本漁業以外の漁船漁業※ 2 の許可を受有する者のうち、当該許可の有効期間内に当該許可による水揚実績がある者
第 5 位	第 4 位の基準を満たす者の従事者として、1 年（漁業時期）を通して操業経験がある者
第 6 位	岩手県の漁船登録を受けた漁船の使用人として登録され、漁業の水揚実績を有する者
第 7 位	第 1 ～ 6 位に該当しない者
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 位に該当する者が許可枠を超えた場合は、水揚実績の多い順とし、同位の場合は生年月日の若い順、更に同位の場合にはくじ引きとする。 ・ 第 2 ～ 7 位に該当する者が複数の場合は、同位の中で生年月日の若い順。更に同順位の場合は、くじ引きとする。 ・ 第 1 ～ 5 位の「許可を受有する者」とは、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を公示した日に許可を受有する者とする。

※ 1 岩手県沖合海面を操業区域とするかご漁業

※ 2 漁船漁業：岩手県知事が許可する中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業、小型まき網漁業、かじき等流し網漁業、流し網漁業、固定式刺し網漁業、船びき網漁業、さんま棒受網漁業、火光利用敷網漁業、すくい網漁業、いか釣り漁業、第一種共同漁業権の漁業権者から同意を得た海域を操業区域とするかご漁業、さけはえ縄漁業及びいるか突棒漁業

別表 3

	条件
別表 1 の操業区域を「第一種共同漁業権の漁業権者から同意を得た海域」とする場合	<p>ア ……と……を結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域（操業海域に面する関係漁業協同組合の同意を得た漁場）以外の海域では操業してはならない。</p> <p>イ 雌のけがに及び甲長 8 センチメートル以下の雄のけがにを採捕してはならない。</p> <p>ウ 毎年 4 月 1 日から 11 月 30 日までの間、けがにを採捕してはならない。</p> <p>エ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。</p>
別表 1 の操業区域を「岩手県沖合海面」とする場合	<p>ア 北緯 40 度 27 分の線から北緯 38 度 58.2 分の線までの海域においては、1 月 1 日から 6 月 30 日及び 9 月 1 日から 12 月 31 日までの間は、次の(ア)点から(ケ)点までの各点を順次に直線で結ぶ線以東の海域並びに(コ)点から(ナ)点及び(コ)点の各点を順次に直線で結ぶ線によって囲まれた海域では操業してはならない。</p> <p>(ア)点 北緯 40 度 27 分 東経 142 度 2.3 分</p> <p>(イ)点 北緯 40 度 7.8 分 東経 142 度 7.9 分</p> <p>(ウ)点 北緯 40 度 東経 142 度 12 分</p> <p>(エ)点 北緯 39 度 45 分 東経 142 度 9.8 分</p> <p>(オ)点 北緯 39 度 32.8 分 東経 142 度 10.8 分</p> <p>(カ)点 北緯 39 度 28.3 分 東経 142 度 10.2 分</p> <p>(キ)点 北緯 39 度 26.3 分 東経 142 度 9.1 分</p> <p>(ク)点 北緯 39 度 1.8 分 東経 142 度 1.2 分</p> <p>(ケ)点 北緯 38 度 58.2 分 東経 141 度 59.3 分</p> <p>(コ)点 北緯 40 度 20 分 東経 141 度 56.7 分</p> <p>(サ)点 北緯 40 度 15.9 分 東経 141 度 57.7 分</p> <p>(シ)点 北緯 40 度 11 分 東経 142 度</p> <p>(ス)点 北緯 40 度 9.5 分 東経 142 度 1.1 分</p> <p>(セ)点 北緯 40 度 7.6 分 東経 142 度 4.5 分</p> <p>(ソ)点 北緯 39 度 57.9 分 東経 142 度 6 分</p> <p>(タ)点 北緯 39 度 50 分 東経 142 度 6.2 分</p> <p>(チ)点 北緯 39 度 50 分 東経 142 度 5.7 分</p> <p>(ツ)点 北緯 40 度 0.6 分 東経 142 度 2.6 分</p> <p>(テ)点 北緯 40 度 8.7 分 東経 141 度 59.1 分</p> <p>(ト)点 北緯 40 度 13.3 分 東経 141 度 56.6 分</p>

	<p>(ナ)点 北緯 40 度 20 分 東経 141 度 53.2 分</p>
イ	<p>北緯 40 度 27 分の線から北緯 38 度 58.2 分の線までの海域においては、7 月 1 日から 8 月 31 日までの間は、次の(ニ)点から(ヘ)点までの各点を順次に直線で結ぶ線以東の海域では操業してはならない。</p>
	<p>(ニ)点 北緯 40 度 27 分 東経 142 度 4.2 分</p>
	<p>(ヌ)点 北緯 40 度 20.9 分 東経 142 度 7.3 分</p>
	<p>(ネ)点 北緯 39 度 56.8 分 東経 142 度 15.6 分</p>
	<p>(ノ)点 北緯 39 度 32.8 分 東経 142 度 10.8 分</p>
	<p>(ハ)点 北緯 39 度 28.3 分 東経 142 度 10.2 分</p>
	<p>(ヒ)点 北緯 39 度 26.3 分 東経 142 度 9.1 分</p>
	<p>(フ)点 北緯 39 度 1.8 分 東経 142 度 1.2 分</p>
	<p>(ヘ)点 北緯 38 度 58.2 分 東経 141 度 59.3 分</p>
ウ	<p>第 2 種共同漁業権の免許区域内の海域（ただし、操業海域に面する漁業協同組合の同意を得た海域を除く。）では操業してはならない。</p>
エ	<p>雌のけがに及び甲長 8 センチメートル以下の雄のけがにを採捕してはならない。</p>
オ	<p>毎年 4 月 1 日から 11 月 30 日までの間、けがにを採捕してはならない。</p>
カ	<p>資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を限する指示をした場合は、これに従わなければならない。</p>